

【表紙】**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書**【提出先】** 関東財務局長殿**【提出日】** 平成23年8月12日提出**【発行者名】** トヨタアセットマネジメント株式会社**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 寺崎 宏**【本店の所在の場所】** 東京都港区海岸一丁目11番1号**【事務連絡者氏名】** 中越 正喜**【電話番号】** 03 - 5776 - 4751**【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**

トヨタグループ株式ファンド

【届出の対象とした募集内国投資信託受益証券の金額】

2,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】

(名称) トヨタアセットマネジメント株式会社 名古屋支店

(所在地) 愛知県名古屋市西区牛島町6番1号

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

半期報告書の提出に伴い、平成23年2月9日付をもって提出した有価証券届出書（平成23年4月1日、平成23年4月7日、平成23年6月30日、平成23年7月29日および平成23年8月1日提出の有価証券届出書の訂正届出書によって訂正済み。以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、また、第二部 ファンド情報および第三部 委託会社等の情報に訂正事項がありますので、これを訂正するため本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正箇所および訂正事項】

（下線部分は訂正箇所です。）

第二部【ファンド情報】**第1【ファンドの状況】**

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

ファンドの目的	「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託金の限度額	2,000億円
基本的性格 (商品分類)	追加型投信 / 国内 / 株式

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、わかりやすく商品を分類いたしました。目論見書表紙等には「商品分類」および「属性区分」を記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、「追加型投信 / 国内 / 株式」に属しています。商品分類の「投資対象資産」には収益の源泉を記載します。

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「国内 / 株式」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

(中略)

<ファンドの特色>

「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行います。

- ・グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。
- ・当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行ないます。

(中略)

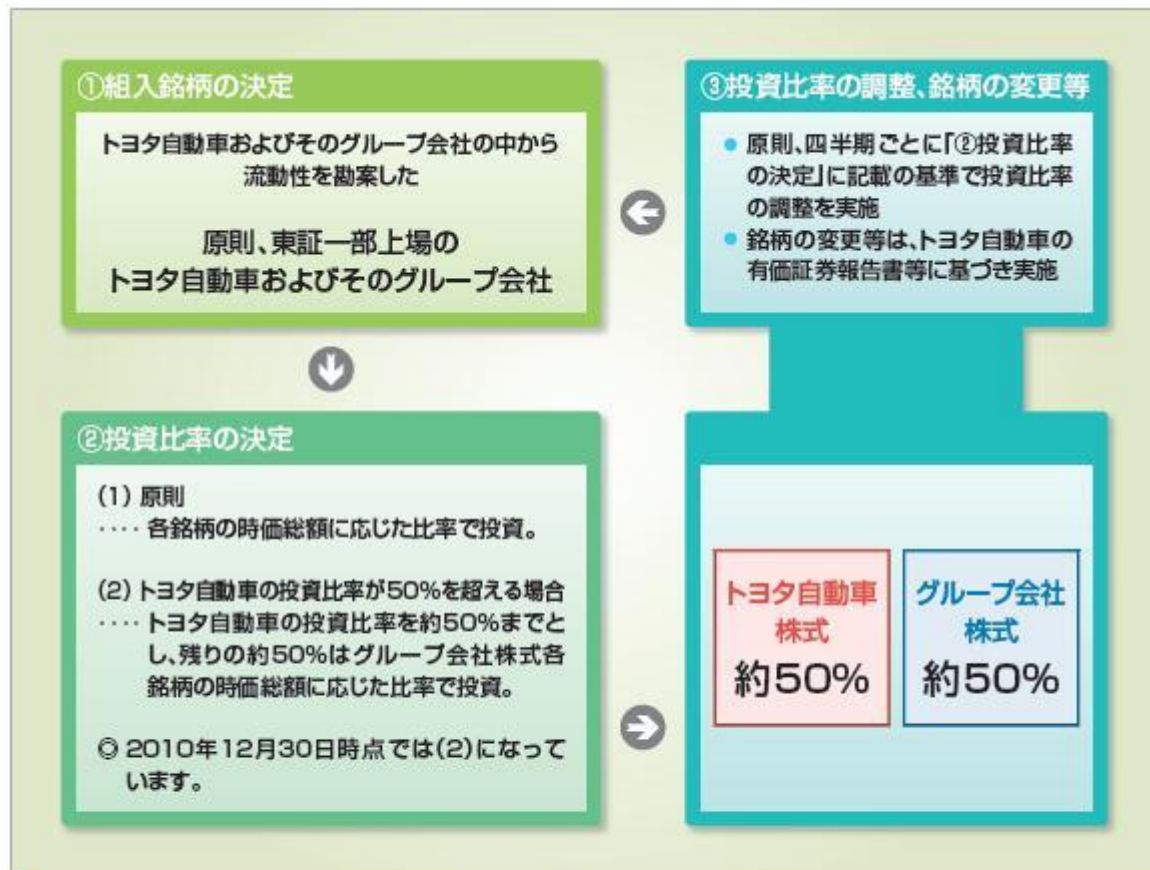
[投資比率の調整、銘柄の変更等]は...

- ・組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記[組入銘柄の投資比率の決定]で規定する基本方針に基づき行なうこととします。

*なお、追加設定・解約などにより、四半期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行ないます。

- ・投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。

<ファンドの運用プロセス> (投資イメージ図)

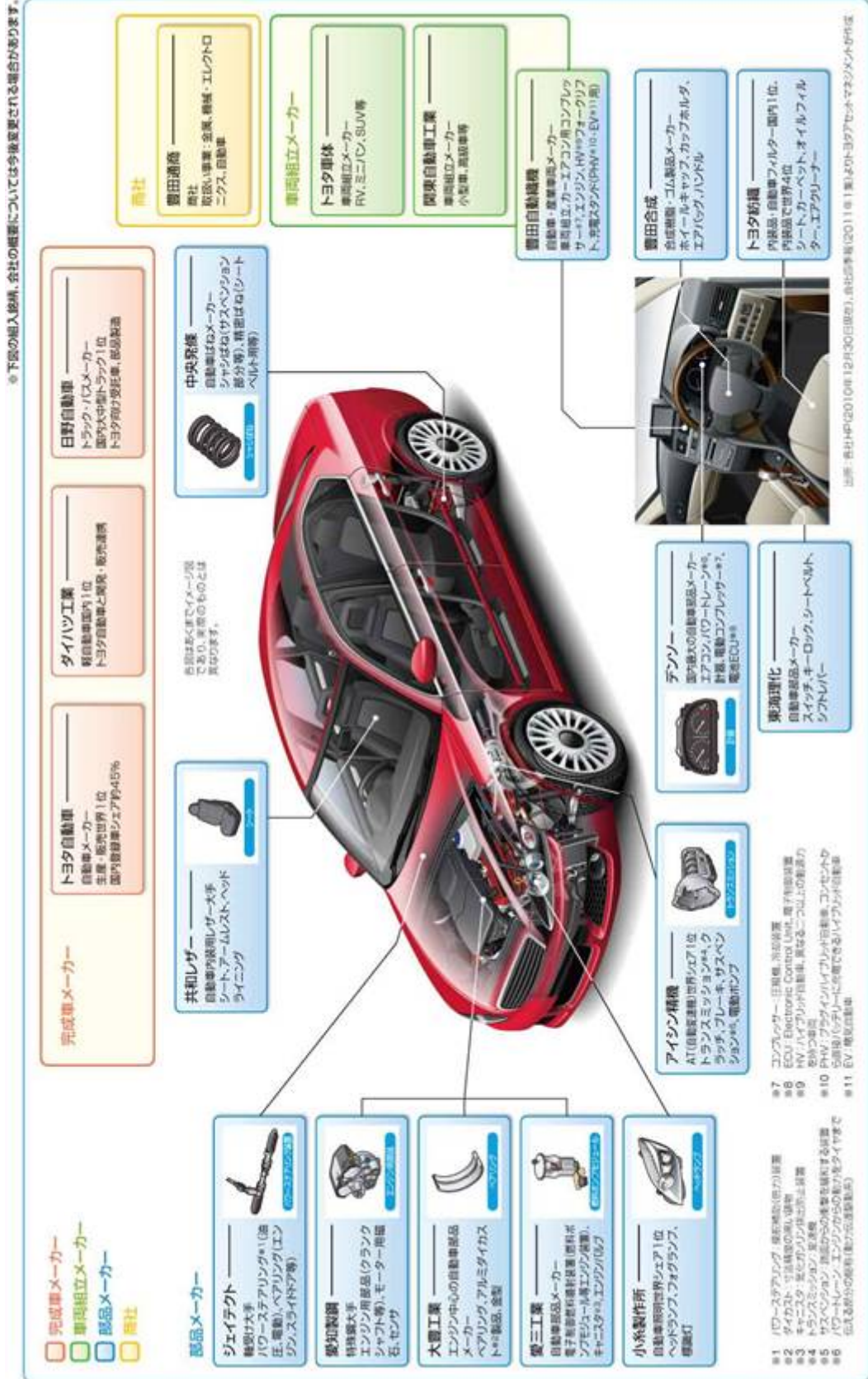


- 当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。
- 「トヨタグループ株式ファンド」は、当ファンドの投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

(中略)

組入銘柄（トヨタ自動車およびそのグループ会社の概要）

2010年12月30日現在



<訂正後>

ファンドの目的	「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車株式会社およびそのグループ会社（以下、「トヨタ自動車およびそのグループ会社」といいます。）の株式に投資し、信託財産の成長を目指して運用を行います。
信託金の限度額	3,000億円
基本的性格 （商品分類）	追加型投信 / 国内 / 株式

投資信託協会では、投資者・受益者が公募投資信託を購入する等の商品選択の利用に資するために、わかりやすく商品を分類しています。目論見書表紙等には「商品分類」および「属性区分」を記載いたします。

当ファンドは、商品分類では、〔追加型投信 / 国内 / 株式〕に属しています。商品分類の「投資対象資産」には収益の源泉を記載します。

「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

「国内 / 株式」とは、目論見書又は投資信託約款において組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

（中略）

<ファンドの特色>

「トヨタグループ株式マザーファンド」を通じて、トヨタ自動車およびそのグループ会社の株式に投資し、これらの銘柄群の動きをとらえることを目標に運用を行ないます。

- ・グループ会社とは、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報に開示される連結子会社、持分法適用関連会社をいいます。
- ・当ファンドの運用は、ファミリーファンド方式により行ないます。従って、実質的な運用は、「トヨタグループ株式マザーファンド」で行ないます。

（中略）

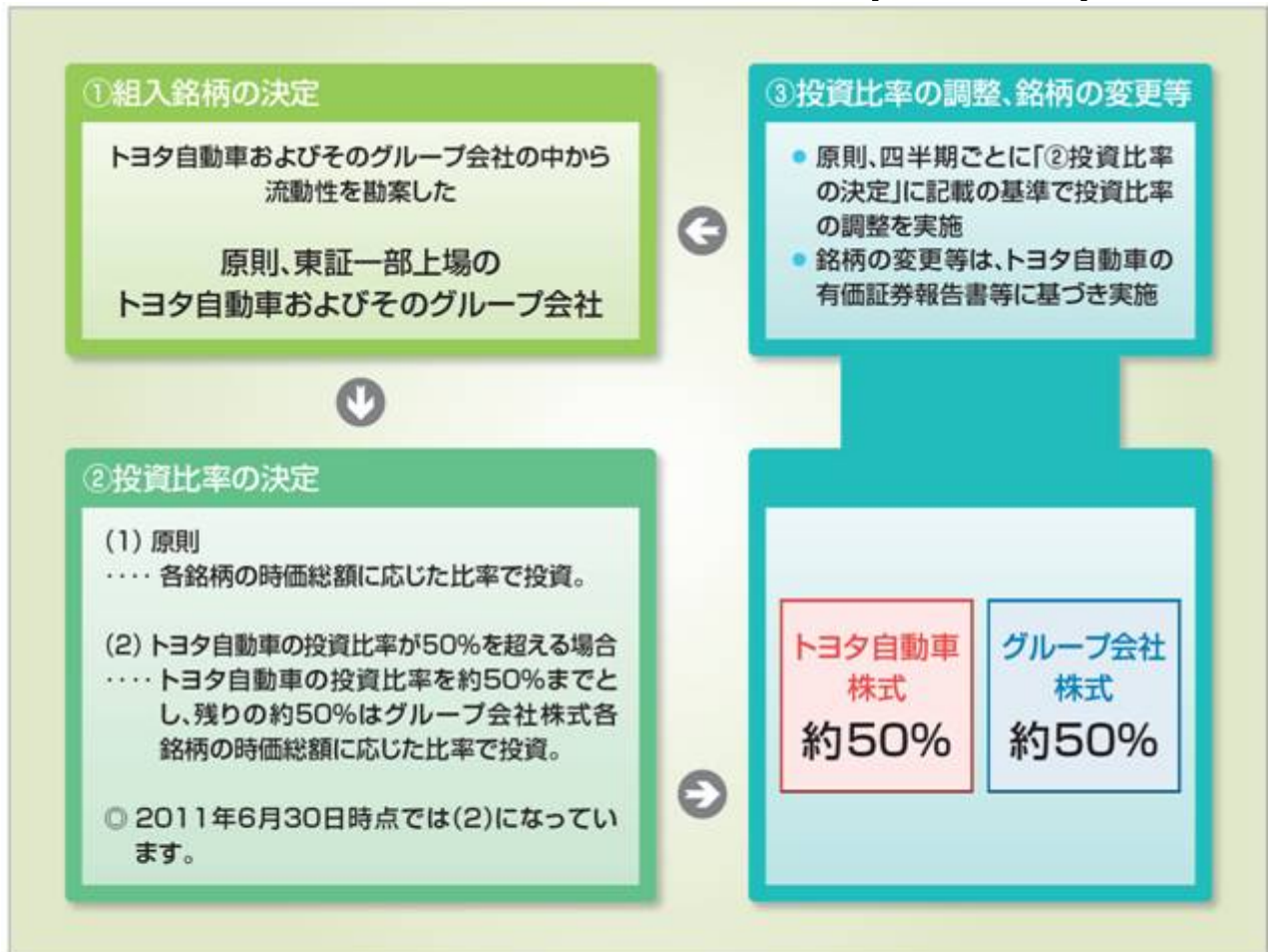
[投資比率の調整、銘柄の変更等] は . . .

- ・組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に上記 [組入銘柄の投資比率の決定] で規定する基本方針に基づき行なうこととします。

* なお、追加設定・解約などにより、四半期中にファンドの資金の増減がある場合、または各銘柄の投資比率が目標とする投資比率より想定以上に乖離した場合等には、当該銘柄の買付・売却を行ないます。

- ・投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。

<ファンドの運用プロセス（トヨタグループ株式マザーファンド）> [投資イメージ図]

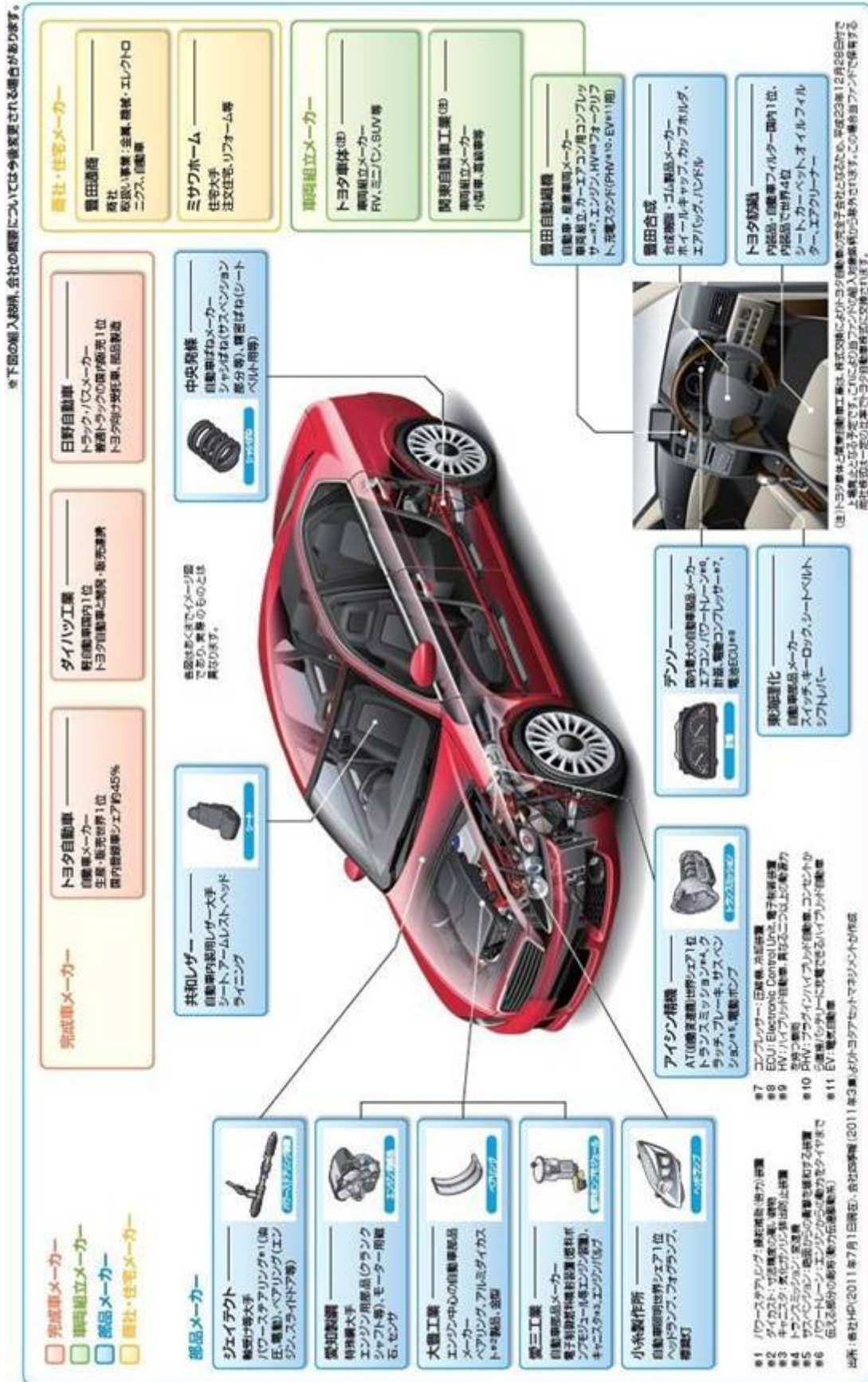


- 当ファンドは、あらかじめ決められた一定の方針にて投資を行なうファンドであり、銘柄選定や組入率操作等による追加収益を追求するファンドではありません。
- 「トヨタグループ株式ファンド」は、当ファンドの投資対象となるトヨタ自動車およびそのグループ会社より投資元本および運用成績を保証されるものではありません。

（中略）

組入銘柄（トヨタ自動車およびそのグループ会社の概要）

2011年7月1日現在



(3) 【ファンドの仕組み】

<訂正前>

(中略)

〔委託会社の概況〕

(略)

(略)

資本金の額 600百万円（平成22年12月30日現在）

(略)

大株主の状況（平成22年12月30日現在）

株主名	住所	保有株式数	保有比率
トヨタファイナンシャル サービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株	50%
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株	50%

<訂正後>

(中略)

〔委託会社の概況〕

(略)

(略)

資本金の額 600百万円（平成23年6月30日現在）

(略)

大株主の状況（平成23年6月30日現在）

株主名	住所	保有株式数	保有比率
トヨタファイナンシャル サービス株式会社	愛知県名古屋市 西区牛島町6番1号	6,000株	50%
あいおいニッセイ同和 損害保険株式会社	東京都渋谷区 恵比寿一丁目28番1号	6,000株	50%

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<訂正前>

(中略)

<トヨタグループ株式マザーファンドの投資方針の概要>

1．マザーファンドの運用の基本方針

(中略)

2．投資態度

(中略)

組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に で規定する基本方針に基づき行なうこととします。

投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。

(中略)

(後略)

<訂正後>

(中略)

<トヨタグループ株式マザーファンドの投資方針の概要>

1．マザーファンドの運用の基本方針

(中略)

2．投資態度

(中略)

組入銘柄の投資比率の調整は、原則として四半期毎に で規定する基本方針に基づき行なうこととします。

投資対象銘柄の変更・追加・削除等については、トヨタ自動車株式会社の有価証券報告書、四半期報告書およびこれらに準じる公開情報の開示に基づいて行ないます。

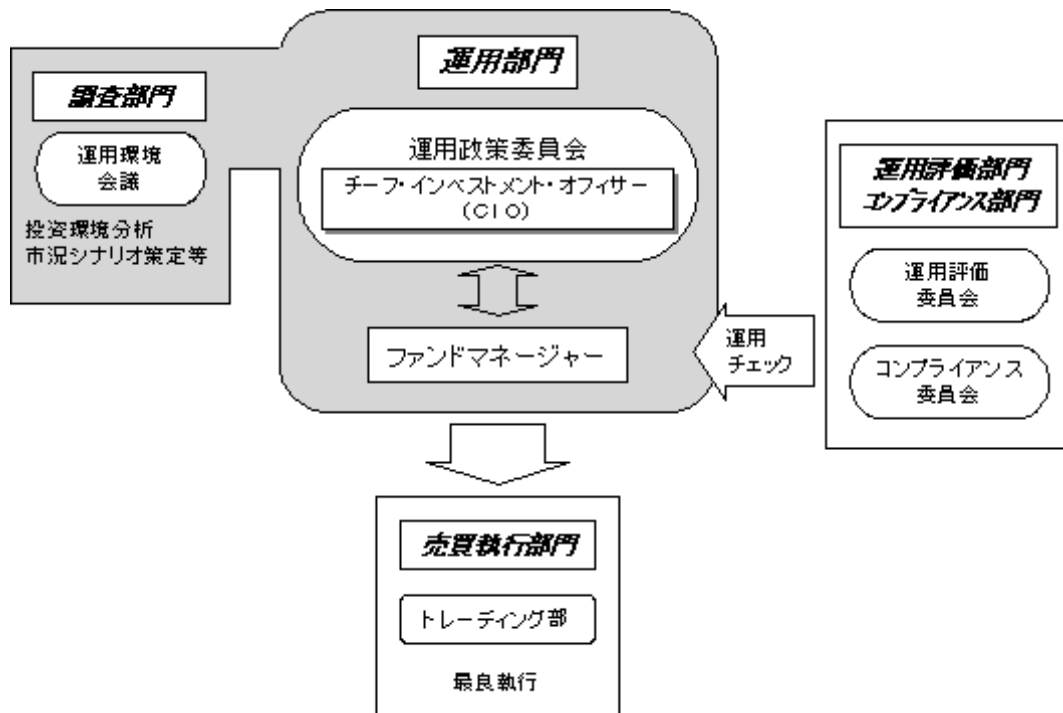
(中略)

(後略)

(3) 【運用体制】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針 (3) 運用体制につきましては、以下の内容に更新されます。

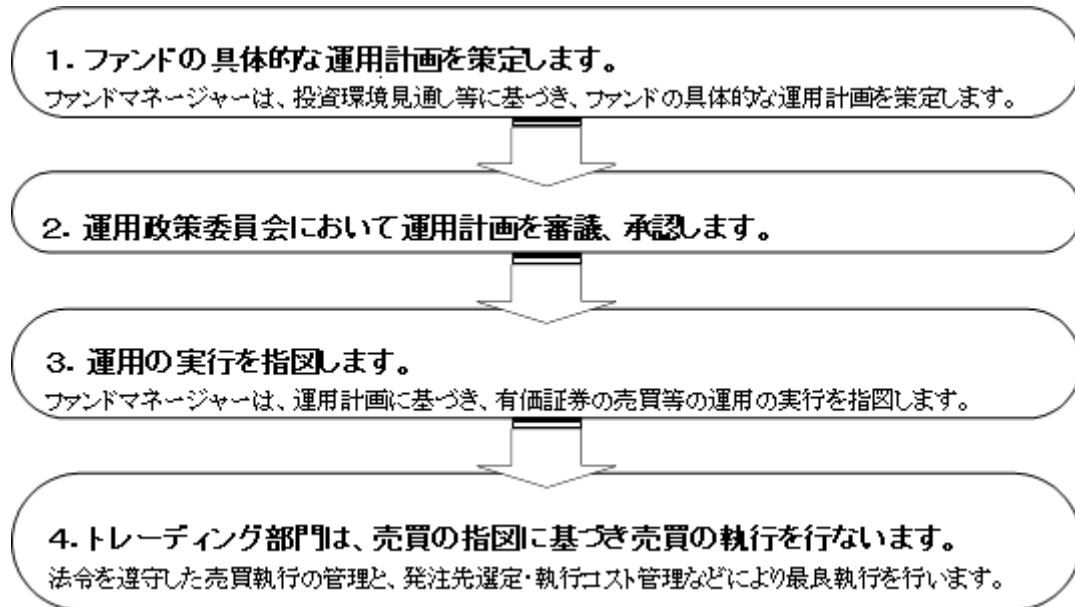
<更新後>



上記会議/委員会名	人員		主なメンバー	
	目的			
	対応事項			
運用環境会議	12名程度	議長：投資戦略部長		
		全執行役員、チーフインベストメントオフィサー、債券運用部長、株式運用部長、法人営業部長、投資信託営業部長、プロダクトサービス部長、経営企画部長、ファンドマネージャー、他		
		運用部門に対して市場関連情報（ハウスビュー）等の提供を行なうことで情報の共有化を図る。		
投資環境分析、市況シナリオに関する事項や投資環境の変化等の検証・投資タイミング等にかかる事項の報告				
運用政策委員会	25名程度	委員長：チーフインベストメントオフィサー		
		全執行役員、投資戦略部長、債券運用部長、株式運用部長、経営企画部長、プロダクトサービス部長、ファンドマネージャー、他		
		運用の基本方針を確立する為、運用全般及び個別の資産に関する重要事項を検討、決定し、併せて運用計画の総合的検討を行う。		
アセットアロケーションに関する事項の検討・決定				
運用の基本方針および運用計画に関する事項の検討・決定等				
運用評価委員会	16名程度	委員長：社長執行役員		
		全執行役員、チーフコンプライアンスオフィサー、チーフインベストメントオフィサー、投資戦略部長、債券運用部長、株式運用部長、コンプライアンス部長、プロダクトサービス部長、経営企画部長、他		
		運用パフォーマンス及びリスクの分析を行い、その分析結果に基づき的確な指示、提案を行うことにより、運用部門に対する適切かつ健全な牽制機能を発揮し、透明度の高い適正な運用の実現に寄与する。		
運用実績（パフォーマンス及び要因分析）に関する事項の審査・検討				
各資産のリスク状況及び運用リスク管理に関する事項の審査・検討等				

コンプライアンス 委員会	14名程度	委員長：チーフコンプライアンスオフィサー 全常勤取締役、チーフインベストメントオフィサー、コンプライアンス部長、経営企画部長、各部長、他
		法令等の遵守状況のチェック、投資信託財産の運用に係る投資ガイドライン及び約款の遵守状況のモニタリングを行い、社内における適切かつ健全な牽制機能を発揮する事により、適正な運用と業務の健全性の確立に寄与する。
		法令、基準等の遵守状況に関する事項の報告・審議 約款及び投資ガイドライン遵守状況に関する報告・審議等

〔運用部門での流れ〕



委託会社による関係法人（除く販売会社）に対する管理体制

委託会社は、「受託会社」との間で、日々の純資産額照合・月次の勘定残高照合などを行なっております。

また、委託会社は、受託会社が行う受託業務について内部統制が有効に機能していることを確認するために、独立した監査法人が行った監査報告書を定期的に受け取っています。

* ファンドの運用体制等は訂正届出書提出日（平成23年8月12日）現在であり、今後変更になる場合があります。

(4) 【分配方針】

<訂正前>

収益分配方針

毎決算時（毎年1回、原則として11月13日、休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、原則として経費控除後の配当等収益を中心に、決定します。基準価額水準や分配対象収益が少額の場合等によっては、分配金が少額になることや分配を行わないこともあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

（後略）

<訂正後>

収益分配方針

毎決算時（毎年1回、原則として11月13日、休業日の場合は翌営業日。）に原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

イ．分配対象額の範囲

経費控除後の繰越分も含めた利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

ロ．分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して、原則として経費控除後の配当等収益を中心に、決定します。基準価額水準や分配対象収益が少額の場合等によっては、分配金が少額になることや分配を行わないこともあります。

ハ．留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

（後略）

3【投資リスク】

<訂正前>

当ファンドは、分散投資が行なわれている一般的な株式投資信託と異なり、トヨタ自動車およびそのグループ会社に限定して投資しますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。

また、一般的な株式投資信託と同様、主に国内株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の経営不振や債務不履行等の影響により基準価額が下落する場合があります。

したがって、投資元本は保証されているものではなく、これを割込むことがあります。

ファンドに生じた利益および損失はすべて投資者(受益者)に帰属します。

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

その他留意点

(中略)

* 有価証券届出書提出日(平成23年2月9日)現在、当ファンド以外でトヨタグループ株式マザーファンドを主要投資対象とするファンドは以下の通りです。

「DCトヨタグループ株式ファンド」

「トヨタグループ株式ファンドDB(非課税適格機関投資家専用私募)」

「トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)」

「PVトヨタグループ株式ファンド(適格機関投資家専用私募)」

なお、今後当該マザーファンドを主要投資対象とする他のファンドが設定される場合があります。

(中略)

[リスク管理体制]

(中略)

* リスク管理体制は有価証券届出書提出日(平成23年2月9日)現在であり、今後変更になる場合があります。

<訂正後>

当ファンドは、分散投資が行なわれている一般的な株式投資信託と異なり、トヨタ自動車およびそのグループ会社に限定して投資しますので、銘柄構成が特定業種に集中する傾向や個別の銘柄の組入比率が高くなる傾向があり、基準価額が大幅にまたは継続的に下落する可能性があります。

また、一般的な株式投資信託と同様、主に国内株式を実質的な投資対象としますので、組入株式の価格の下落や、組入株式の発行会社の経営不振や債務不履行等の影響により基準価額が下落し、損失を被ることがあります。

したがって、投資元本は保証されているものではなく、これを割込むことがあります。

ファンドに生じた利益および損失はすべて投資者(受益者)に帰属します。

また、投資信託は預貯金と異なります。

ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

その他留意点

(中略)

* 訂正届出書提出日(平成23年8月12日)現在、当ファンド以外でトヨタグループ株式マザーファンドを主要投資対象とするファンドは以下の通りです。

「DCトヨタグループ株式ファンド」

「トヨタグループ株式ファンドDB(非課税適格機関投資家専用私募)」

「トヨタグループ株式ファンドF(適格機関投資家専用私募)」

「PVトヨタグループ株式ファンド(適格機関投資家専用私募)」

なお、今後当該マザーファンドを主要投資対象とする他のファンドが設定される場合があります。

(中略)

[リスク管理体制]

(中略)

* リスク管理体制は訂正届出書提出日(平成23年8月12日)現在であり、今後変更になる場合があります。

4【手数料等及び税金】

<訂正前>

以下、「投資者が直接的に負担する費用」として（１）（２）があります。

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料率は1.575%（税抜1.5%）を上限とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせいただけるほか、下記委託会社に問い合わせることができます。

なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

〔委託会社の照会先〕

トヨタアセットマネジメント株式会社

電話番号03-5776-4760

ホームページアドレス <http://www.tamco.co.jp/>

受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。なお、信託財産留保額はありません。

以下、「投資者が信託財産で間接的に負担する費用」として（３）（４）があります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬（運用管理費用）の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.7245%（税抜0.69%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときにファンドから支払います。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は、以下の通りとします。

内訳			合計
委託会社	販売会社	受託会社	
年0.3150% （税抜0.30%）	年0.3675% （税抜0.35%）	年0.0420% （税抜0.04%）	年0.7245% （税抜0.69%）

（中略）

<訂正後>

以下、「投資者が直接的に負担する費用」として（１）（２）があります。

（１）【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の基準価額に販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額となります。

申込手数料率は1.575%（税抜1.5%）を上限とします。

詳しくは販売会社にお問い合わせいただけるほか、下記委託会社に問い合わせることができます。

なお、収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

〔委託会社の照会先〕

トヨタアセットマネジメント株式会社

電話番号03-5776-4760

ホームページアドレス <http://www.tamco.co.jp/>

受付時間は、営業日の8時30分～11時30分、12時30分～16時30分とします。

（２）【換金（解約）手数料】

ありません。なお、信託財産留保額はありません。

以下、「投資者が信託財産で間接的に負担する費用」として（３）（４）があります。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬（運用管理費用）の総額は、計算期間を通じて毎日、ファンドの純資産総額に年0.7245%（税抜0.69%）を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末、または信託終了のときにファンドから支払います。

信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支払いの時にファンドから支払います。

信託報酬の配分

委託会社、販売会社、受託会社との間の配分は、以下の通りとします。

内訳			合計
委託会社	販売会社	受託会社	
年0.3150% （税抜0.30%）	年0.3675% （税抜0.35%）	年0.0420% （税抜0.04%）	年0.7245% （税抜0.69%）

（中略）

（５）【課税上の取扱い】

<訂正前>

（中略）

個人の投資者に対する課税

（中略）

2. 一部解約（換金）時および償還時

一部解約（換金）時および償還時の解約価額および償還価額から取得費（含む税込み申込手数料）を控除した利益（譲渡益）については、譲渡所得とみなされて課税が行なわれます。10%（所得税7%および地方税3%）税率による申告分離課税が適用されます。

一部解約（換金）時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算の仕組みがあります。買取時の利益は譲渡所得として課税され、損失は一部解約（換金）時と同様に損益通算の対象となります。

*1 買取請求の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

*2 特定口座の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

平成21年1月1日から平成23年12月31日までの3年間に適用される税率です。平成24年以降は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率は期限切れとなり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約（換金）時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。平成24年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

なお、益金不算入制度が適用されます。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

* 上記は、平成22年12月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

<訂正後>

（中略）

個人の投資者に対する課税

（中略）

2. 換金（解約）時および償還時

換金（解約）時および償還時の解約価額および償還価額から取得費（含む税込み申込手数料）を控除した差益（譲渡益）については、譲渡所得とみなされて課税が行なわれます。10%（所得税7%および地方税3%）の税率による申告分離課税が適用されます。

換金（解約）時および償還時の損失（譲渡損）については、確定申告により収益分配金を含む上場株式等の配当所得（申告分離課税を選択した収益分配金・配当金に限ります。）との損益通算の仕組みがあります。

* 1 買取請求の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

* 2 特定口座の課税上の取扱いならびに損益通算については各取扱販売会社にご確認下さい。

平成21年1月1日から平成25年12月31日まで適用される税率です。平成26年以降は、10%（所得税7%および地方税3%）の軽減税率は期限切れとなり、20%（所得税15%および地方税5%）の税率となる予定です。

法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに換金（解約）時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7%（所得税7%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。平成26年以降は、15%（所得税15%）の税率となる予定です。

なお、益金不算入制度が適用されます。

* 課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等に確認されることをお勧めします。

* 上記は、平成23年6月30日現在のものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況につきましては、下記の内容に更新されます。

<更新後>

以下は、平成23年6月30日現在の運用状況です。

なお、「投資比率」とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産等の評価金額の比率をいい、小数点第3位以下を四捨五入しています。

(1)【投資状況】

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	日本	67,287,049,822	99.99
現金・預金・その他資産（負債控除後）		5,346,775	0.01
合計（純資産総額）		67,292,396,597	100.00

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	簿価（円）		評価（円）		投資比率（％）
					単価	金額	単価	金額	
1	日本	親投資信託受益証券	トヨタグループ株式マザーファンド	51,141,635,496	1.1973	61,234,695,222	1.3157	67,287,049,822	99.99

種類別投資比率

種類	評価金額（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	67,287,049,822	99.99

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年6月30日（直近日）現在、同日前1年以内における各月末ならびに各計算期間末におけるファンドの純資産総額、および1口当たりの純資産額の推移は次のとおりです。

	純資産総額 （単位：百万円）		1口当たりの純資産額 （単位：円）	
	（分配落）	（分配付）	（分配落）	（分配付）
平成15年11月14日 （当初設定日）	4,112	-	1.0000	-
平成16年11月15日 （第1計算期間末）	27,918	28,074	1.2518	1.2588
平成17年11月14日 （第2計算期間末）	49,687	50,297	1.6298	1.6498
平成18年11月13日 （第3計算期間末）	81,767	82,969	2.0419	2.0719
平成19年11月13日 （第4計算期間末）	84,384	85,971	1.8600	1.8950

平成20年11月13日 (第5計算期間末)	42,326	43,489	0.8372	0.8602
平成21年11月13日 (第6計算期間末)	62,055	62,750	1.0717	1.0837
平成22年11月15日 (第7計算期間末)	61,716	62,074	1.0332	1.0392
平成22年6月末日	58,909	-	0.9940	-
7月末日	59,419	-	0.9948	-
8月末日	55,288	-	0.9223	-
9月末日	59,503	-	0.9921	-
10月末日	57,613	-	0.9627	-
11月末日	63,557	-	1.0634	-
12月末日	64,360	-	1.0817	-
平成23年1月末日	67,403	-	1.1448	-
2月末日	71,082	-	1.2259	-
3月末日	64,515	-	1.1004	-
4月末日	63,483	-	1.0738	-
5月末日	66,533	-	1.1250	-
平成23年6月30日(直近日)	67,292	-	1.1312	-

(注) 当初設定日の1口当たりの純資産額は当初元本(1口当たり1円)として記載。純資産総額は単位未満を切り捨て、1口当たりの純資産額は小数点第5位以下を四捨五入しています。

【分配の推移】

計算期間	1口当たりの分配金
第1期 平成15年11月14日～平成16年11月15日	0.0070円
第2期 平成16年11月16日～平成17年11月14日	0.0200円
第3期 平成17年11月15日～平成18年11月13日	0.0300円
第4期 平成18年11月14日～平成19年11月13日	0.0350円
第5期 平成19年11月14日～平成20年11月13日	0.0230円
第6期 平成20年11月14日～平成21年11月13日	0.0120円
第7期 平成21年11月14日～平成22年11月15日	0.0060円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1期 平成15年11月14日～平成16年11月15日	25.88%
第2期 平成16年11月16日～平成17年11月14日	31.79%
第3期 平成17年11月15日～平成18年11月13日	27.13%
第4期 平成18年11月14日～平成19年11月13日	7.19%
第5期 平成19年11月14日～平成20年11月13日	53.75%
第6期 平成20年11月14日～平成21年11月13日	29.44%
第7期 平成21年11月14日～平成22年11月15日	3.03%
第7期末から平成23年6月30日(直近日)までの期間	9.49%

(注) 収益率 = (当期分配付き基準価額 - 前期分配落ち基準価額) ÷ 前期分配落ち基準価額 × 100

ただし、第1期計算期間の収益率は、当初元本（1口＝1円）を基準に算出。

（参考情報）

トヨタグループ株式マザーファンドの運用状況

（1）投資状況

資産の種類	国名	評価金額（円）	投資比率（％）
株式	日本	75,532,529,600	99.87
現金・預金・その他資産（負債控除後）		99,924,645	0.13
合計（純資産総額）		75,632,454,245	100.00

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

順位	銘柄名	種類	国/ 地域	業種	株数	簿価（円）		評価（円）		投資 比率 （％）
						単価	金額	単価	金額	
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	11,139,200	3,148.89	35,076,217,484	3,300	36,759,360,000	48.60
2	デンソー	株式	日本	輸送用機器	4,619,600	2,652.60	12,253,950,960	2,982	13,775,647,200	18.21
3	アイシン精機	株式	日本	輸送用機器	1,539,800	2,690.70	4,143,139,860	3,100	4,773,380,000	6.31
4	豊田自動織機	株式	日本	輸送用機器	1,702,600	2,436.22	4,147,908,172	2,645	4,503,377,000	5.95
5	ダイハツ工業	株式	日本	輸送用機器	2,232,000	1,096.28	2,446,896,960	1,364	3,044,448,000	4.03
6	豊田通商	株式	日本	卸売業	1,850,100	1,334.54	2,469,032,454	1,373	2,540,187,300	3.36
7	ジェイテクト	株式	日本	機械	1,788,000	930.56	1,663,841,280	1,179	2,108,052,000	2.79
8	日野自動車	株式	日本	輸送用機器	3,003,000	379.07	1,138,347,210	467	1,402,401,000	1.85
9	トヨタ紡織	株式	日本	輸送用機器	980,600	1,411.43	1,384,048,258	1,331	1,305,178,600	1.73
10	豊田合成	株式	日本	輸送用機器	679,300	1,784.25	1,212,041,025	1,821	1,237,005,300	1.64
11	小糸製作所	株式	日本	電気機器	840,000	1,142.00	959,280,000	1,401	1,176,840,000	1.56
12	トヨタ車体	株式	日本	輸送用機器	611,600	1,399.48	855,921,968	1,318	806,088,800	1.07
13	東海理化電機製作所	株式	日本	輸送用機器	492,500	1,421.34	700,009,950	1,550	763,375,000	1.01
14	愛知製鋼	株式	日本	鉄鋼	1,039,000	458.09	475,955,510	549	570,411,000	0.75
15	関東自動車工業	株式	日本	輸送用機器	364,900	583.40	212,882,660	735	268,201,500	0.35
16	愛三工業	株式	日本	輸送用機器	290,100	649.92	188,541,792	847	245,714,700	0.32
17	大豊工業	株式	日本	機械	147,400	669.63	98,703,462	793	116,888,200	0.15
18	中央発條	株式	日本	金属製品	335,000	283.73	95,049,550	295	98,825,000	0.13
19	共和レザー	株式	日本	化学	128,100	294.46	37,720,326	290	37,149,000	0.05

種類別、業種別投資比率

種類	業種	評価金額（円）	投資比率（％）
国内株式	化学	37,149,000	0.05
	鉄鋼	570,411,000	0.75
	金属製品	98,825,000	0.13
	機械	2,224,940,200	2.94
	電気機器	1,176,840,000	1.56
	輸送用機器	68,884,177,100	91.08
	卸売業	2,540,187,300	3.36
総計		75,532,529,600	99.87

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの
該当事項はありません。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第1期 平成15年11月14日～平成16年11月15日	27,207,786,896	4,905,237,801
第2期 平成16年11月16日～平成17年11月14日	21,910,092,322	13,725,012,152
第3期 平成17年11月15日～平成18年11月13日	25,254,227,731	15,696,384,491
第4期 平成18年11月14日～平成19年11月13日	18,208,859,726	12,887,069,930
第5期 平成19年11月14日～平成20年11月13日	11,759,215,229	6,569,347,658
第6期 平成20年11月14日～平成21年11月13日	12,461,702,675	5,112,851,772
第7期 平成21年11月14日～平成22年11月15日	8,463,560,962	6,633,980,549
第7期末から平成23年6月30日（直近日）までの期間	5,712,352,614	5,960,788,819

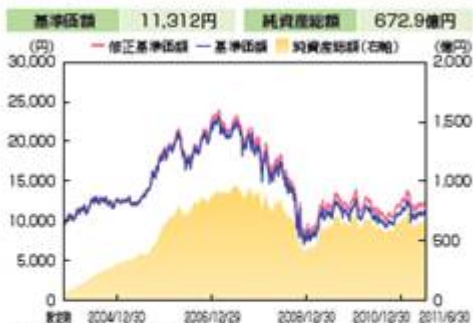
(注) 本邦外における販売又は解約の実績はありません。

(参考情報)

当ファンドの交付目論見書に開示される運用実績の内容は以下のとおりです。

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。データは、2011年6月30日現在

基準価額・純資産額の推移(日次)



分配金の推移(各時点の1万口当たり、税引前)

決済日	分配金	設定来合計
第3期(06/11/13)	300円	1,330円
第4期(07/11/13)	350円	
第5期(08/11/13)	230円	
第6期(09/11/13)	120円	
第7期(10/11/15)	60円	

※分配金額は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。

期間収益率

	過去1か月	過去6か月	過去1年	過去3年	設定来
ファンド	0.6%	4.6%	14.5%	-24.6%	24.4%

※期間収益率は、「修正基準価額」の収益率です。(小数点第2位を四捨五入)
※期間収益率は、当資料作成基準日から各期間の月末営業日に遡って計算しています。購入時手数料、税金を考慮していません。

主要な資産の状況

以下、比率は当ファンドの純資産総額に対する比率です。当ファンドはマザーファンドを組み入れていますので、各比率は実質比率を記載しています。

資産の分類	比率	組入上位業種	比率	組入上位銘柄	業種	比率
株式実質比率	99.9%	1 輸送用機器	91.1%	1 トヨタ自動車	輸送用機器	48.6%
うち現物株式	99.9%	2 卸売業	3.4%	2 デンソー	輸送用機器	18.2%
うち株式先物	0.0%	3 機械	2.9%	3 アイシン精機	輸送用機器	6.3%
コールローン他	0.1%	4 電気機器	1.6%	4 豊田自動織機	輸送用機器	6.0%
		5 鉄鋼	0.8%	5 ダイハツ工業	輸送用機器	4.0%
		6 金属製品	0.1%	6 豊田通商	卸売業	3.4%
		7 化学	0.0%	7 ジェイテクト	機械	2.8%
		7業種合計	99.9%	8 日野自動車	輸送用機器	1.9%
				9 トヨタ紡織	輸送用機器	1.7%
				10 豊田合成	輸送用機器	1.6%
				上位10銘柄合計		94.5%

※比率は、小数点第2位を四捨五入しています。組入株式の業種は業種33業種です。

年間収益率の推移(暦年ベース)



第2【管理及び運営】**3【資産管理等の概要】****(1)【資産の評価】****<訂正前>**

(前略)

基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、委託会社においてもご照会いただけます。</p> <p>(委託会社の照会先は「第2 管理及び運営」の「1 申込(販売)手続等」の「販売会社」の欄をご覧ください。)</p> <p>原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄の〔トヨタ〕の中で<トヨタG>に記載されている価格でご確認いただけます。</p> <p>投資信託協会、情報提供会社などのホームページでもご確認いただけます。</p>
-----------	--

(後略)

<訂正後>

(前略)

基準価額の照会方法	<p>基準価額は、販売会社にてご確認いただけます。また、委託会社においてもご照会いただけます。</p> <p>(委託会社の照会先は「第2 管理及び運営」の「1 申込(販売)手続等」の「販売会社」の欄をご覧ください。)</p> <p>原則、計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊「オープン基準価格」欄の〔トヨタ〕の中で<トヨタG>に記載されている価格でご確認いただけます。</p> <p><u>記載名は今後変更になることがあります。</u></p> <p>投資信託協会、情報提供会社などのホームページでもご確認いただけます。</p>
-----------	--

(後略)

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表につきましては、以下の内容が追加されます。

<以下の内容を追加>

1. 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、前中間計算期間（平成21年11月14日から平成22年5月13日まで）については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しており、当中間計算期間（平成22年11月16日から平成23年5月15日まで）については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間計算期間（平成21年11月14日から平成22年5月13日まで）及び当中間計算期間（平成22年11月16日から平成23年5月15日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表
【トヨタグループ株式ファンド】
（１）【中間貸借対照表】

（単位：円）

	前中間計算期間末 (平成22年 5 月13日現在)	当中間計算期間末 (平成23年 5 月15日現在)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	-	5,110,234
コール・ローン	283,031,723	288,976,365
親投資信託受益証券	67,256,464,217	65,547,888,319
未収入金	-	50,700,000
未収利息	542	1,425
流動資産合計	67,539,496,482	65,892,676,343
資産合計	67,539,496,482	65,892,676,343
負債の部		
流動負債		
未払解約金	41,331,417	173,638,646
未払受託者報酬	13,619,392	13,668,630
未払委託者報酬	221,315,027	222,115,134
その他未払費用	1,501,929	1,505,002
流動負債合計	277,767,765	410,927,412
負債合計	277,767,765	410,927,412
純資産の部		
元本等		
元本	58,384,079,568	59,064,246,534
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,877,649,149	6,417,502,397
（分配準備積立金）	9,979,957,502	8,803,823,132
元本等合計	67,261,728,717	65,481,748,931
純資産合計	67,261,728,717	65,481,748,931
負債純資産合計	67,539,496,482	65,892,676,343

（２）【中間損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

	前中間計算期間 自 平成21年11月14日 至 平成22年 5月13日	当中間計算期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日
営業収益		
受取利息	73,335	59,537
有価証券売買等損益	5,090,464,443	4,938,407,165
営業収益合計	5,090,537,778	4,938,466,702
営業費用		
受託者報酬	13,619,392	13,668,630
委託者報酬	221,315,027	222,115,134
その他費用	1,501,929	1,505,002
営業費用合計	236,436,348	237,288,766
営業利益	4,854,101,430	4,701,177,936
経常利益	4,854,101,430	4,701,177,936
中間純利益	4,854,101,430	4,701,177,936
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額	317,799,219	508,782,534
期首剰余金又は期首欠損金（ ）	4,149,470,433	1,980,997,518
剰余金増加額又は欠損金減少額	498,923,624	427,237,366
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	498,923,624	427,237,366
剰余金減少額又は欠損金増加額	307,047,119	183,127,889
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	307,047,119	183,127,889
中間剰余金又は中間欠損金（ ）	8,877,649,149	6,417,502,397

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

期別 項目	前中間計算期間 自 平成21年11月14日 至 平成22年 5月13日	当中間計算期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	親投資信託受益証券 同左

(追加情報)

前中間計算期間 自 平成21年11月14日 至 平成22年 5月13日	当中間計算期間 自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日
-	当中間計算期間より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

(中間貸借対照表に関する注記)

期 別 項 目	前中間計算期間末 [平成22年5月13日現在]	当中間計算期間末 [平成23年5月15日現在]
1. 期首元本額	57,905,980,775円	59,735,561,188円
期中追加設定元本額	4,717,644,207円	4,550,881,825円
期中解約元本額	4,239,545,414円	5,222,196,479円
2. 中間計算期間末日における受益権の総数	58,384,079,568口	59,064,246,534口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

前中間計算期間（自 平成21年11月14日 至 平成22年5月13日）
該当事項はありません。

当中間計算期間（自 平成22年11月16日 至 平成23年5月15日）
該当事項はありません。

（金融商品に関する注記）

.金融商品の時価等に関する事項

	前中間計算期間末 [平成22年5月13日現在]	当中間計算期間末 [平成23年5月15日現在]
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	-	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	-	(1) 有価証券 「中間注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載しております。 (2) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

（有価証券に関する注記）

前中間計算期間末（平成22年5月13日現在）
該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成23年5月15日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

前中間計算期間末（平成22年5月13日現在）
該当事項はありません。

当中間計算期間末（平成23年5月15日現在）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

前中間計算期間末 [平成22年5月13日現在]		当中間計算期間末 [平成23年5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1,152円	1口当たり純資産額	1,108円
（1万口当たり純資産額）	11,521円）	（1万口当たり純資産額）	11,087円）

<参考>

当ファンドは「トヨタグループ株式マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同ファンドの受益証券であります。

なお、同ファンドの状況は次の通りであります。

「トヨタグループ株式マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

（単位：円）

科目	対象年月日	注記 番号	[平成22年5月13日現在]	[平成23年5月15日現在]
			金額	金額
資産の部				
流動資産				
コール・ローン			171,425,124	149,860,300
株式			76,301,124,300	73,354,404,800
未収入金			-	53,368,134
未収配当金			538,257,500	665,018,150
未収利息			328	246
流動資産合計			77,010,807,252	74,222,651,630
資産合計			77,010,807,252	74,222,651,630
負債の部				
流動負債				
未払金			70,199,860	42,050,500
未払解約金			724,000	62,767,000
流動負債合計			70,923,860	104,817,500
負債合計			70,923,860	104,817,500
純資産の部				
元本等				
元本		1	58,239,817,231	57,537,523,462
剰余金				
剰余金又は欠損金（ ）			18,700,066,161	16,580,310,668
剰余金合計			18,700,066,161	16,580,310,668
元本等合計			76,939,883,392	74,117,834,130
純資産合計			76,939,883,392	74,117,834,130
負債純資産合計			77,010,807,252	74,222,651,630

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

対象年月日 項目	自 平成21年11月14日 至 平成22年 5月13日	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日
有価証券の評価 基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として 時価で評価しております。時価評価 にあたっては、金融商品取引所にお ける最終相場（最終相場のないもの については、それに準ずる価額）、又 は金融商品取引業者等から提示され る気配相場に基づいて評価しており ます。	株式 同左

(追加情報)

自 平成21年11月14日 至 平成22年 5月13日	自 平成22年11月16日 至 平成23年 5月15日
-	当計算期間より、「金融商品に関する会計基準」 （企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び 「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」 （企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10 日）を適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

対象年月日 項目	[平成22年5月13日現在]	[平成23年5月15日現在]
1. 本報告書における開示対象ファンドの 期首における当該親投資信託の元本額	57,984,390,519円	58,599,859,607円
同期中における追加設定元本額	2,076,166,698円	1,796,939,670円
同期中における解約元本額	1,820,739,986円	2,859,275,815円
同中間期末における元本の内訳		
トヨタグループ株式ファンド	50,909,442,296円	50,883,316,503円
トヨタグループ株式ファンドD B （非課税適格機関投資家専用私募）	3,580,994,938円	3,122,036,267円
トヨタグループ株式ファンドF （適格機関投資家専用私募）	1,063,902,550円	529,254,437円
DCトヨタグループ株式ファンド	805,365,361円	1,132,771,268円
PVトヨタグループ株式ファンド （適格機関投資家専用私募）	1,880,112,086円	1,870,144,987円
計	58,239,817,231円	57,537,523,462円
2. 本報告書における開示対象ファンドの 中間期末における受益権の総数	58,239,817,231口	57,537,523,462口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

	[平成22年5月13日現在]	[平成23年5月15日現在]
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	-	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませ ん。
2. 金融商品の時価の算定方法	-	(1) 有価証券 「注記表（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」の「有価証券の評価基準及び評価方法」に記載してありま す。 (2) 有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 短期間で決済されるため、時価は帳簿価 額と近似していることから、当該帳簿価 額によっております。
3. 金融商品の時価等に関する事項につ いての補足説明	-	金融商品の時価には、市場価格に基づ く価額のほか、市場価格がない場合には 合理的に算定された価額が含まれており ます。当該価額の算定においては一定の 前提条件等を採用しているため、異なる 前提条件等によった場合、当該価額が異 なることもあります。

（有価証券に関する注記）

（平成22年5月13日現在）
該当事項はありません。

（平成23年5月15日現在）
該当事項はありません。

（デリバティブ取引等に関する注記）

（平成22年5月13日現在）
該当事項はありません。

（平成23年5月15日現在）
該当事項はありません。

（1口当たり情報）

[平成22年5月13日現在]		[平成23年5月15日現在]	
1口当たり純資産額	1,321円	1口当たり純資産額	1,282円
（1万口当たり純資産額	13,211円）	（1万口当たり純資産額	12,882円）

2【ファンドの現況】

原届出書の第二部 ファンド情報 第3 ファンドの経理状況 2 ファンドの現況 の純資産額計算書
につきましては、以下の内容に更新されます。

<更新後>

【純資産額計算書】

平成23年6月30日現在

資産総額	67,452,335,401円
負債総額	159,938,804円
純資産総額（ - ）	67,292,396,597円
発行済数量	59,487,124,983口
1万口当り純資産額（ / ）	11,312円

(参考情報)

「トヨタグループ株式マザーファンド」

純資産額計算書

平成23年6月30日現在

資産総額	75,747,566,620円
負債総額	115,112,375円
純資産総額（ - ）	75,632,454,245円
発行済数量	57,485,249,714口
1万口当り純資産額（ / ）	13,157円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

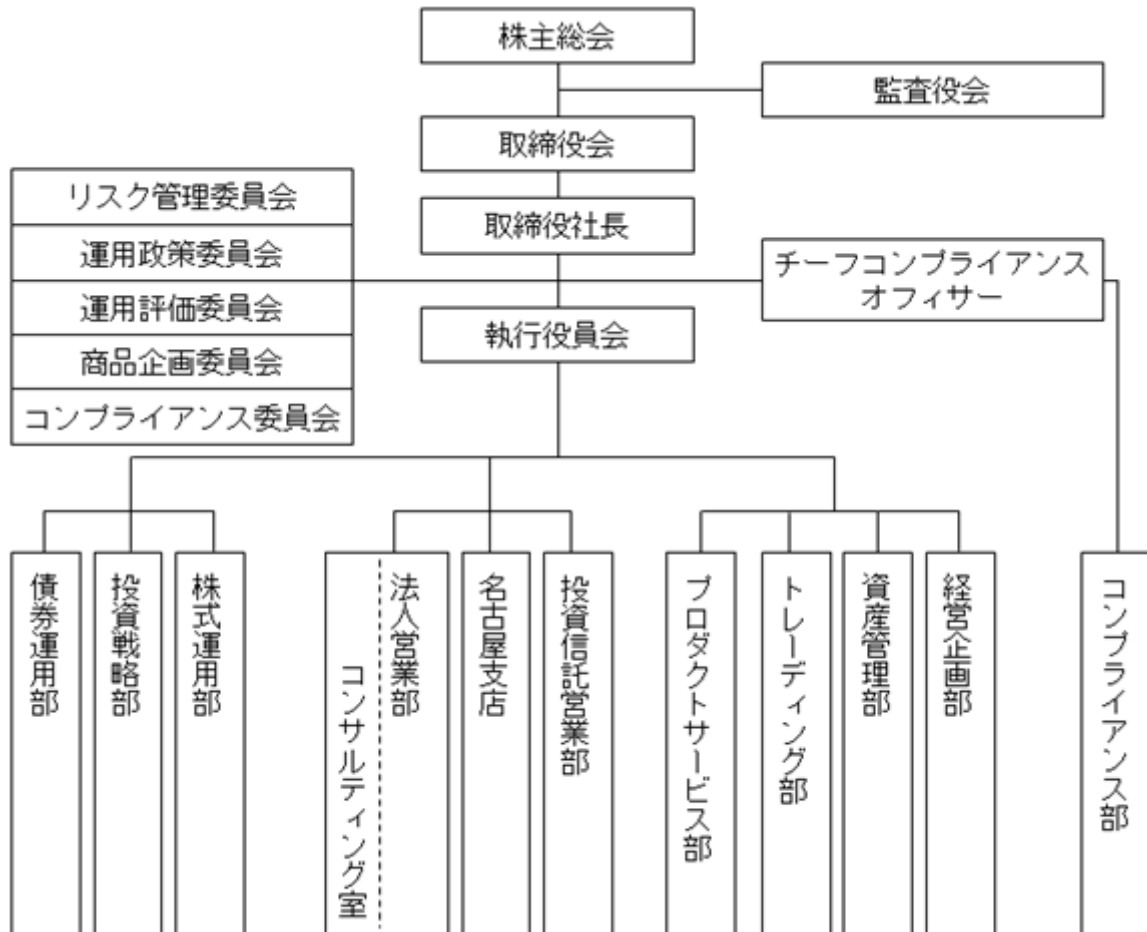
1【委託会社等の概況】

(2) 委託会社の機構

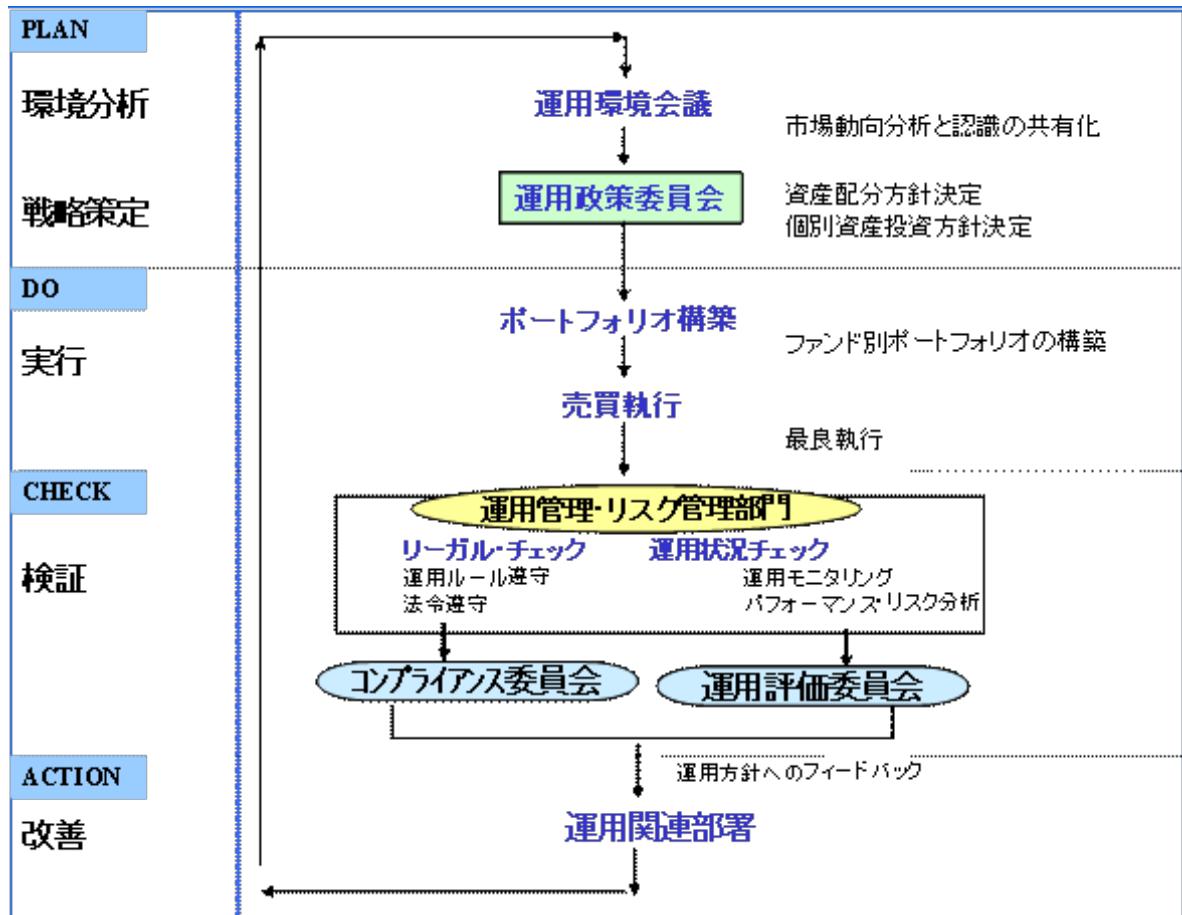
原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 1 委託会社等の概況 (2) 委託会社の機構 組織図および投資運用の意思決定プロセスにつきましては、以下の内容に更新されます。

<更新後>

組織図



投資運用の意思決定プロセス



2【事業の内容及び営業の概況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 2 事業の内容及び営業の概況 につきましては、以下の内容に更新されます。

<更新後>

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を主として行っており、「金融商品取引法」に定める投資助言業務も行っています。また、第二種金融商品取引業者の登録を受けています。

平成23年6月30日現在の委託会社の運用する証券投資信託は計33本であり、純資産総額は、555,449百万円（親投資信託を除きます。）です。

平成23年6月30日現在

商品分類	本数	純資産総額（百万円）
追加型公社債投資信託	4	287,974
追加型株式投資信託	29	267,474

？

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況 につきましては、以下の内容に更新されます。

<更新後>

1. 当社の財務諸表は、第21期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しており、第22期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条の規定により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を四捨五入して表示しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第21期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）及び第22期事業年度（平成22年4月1日から平成23年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		345,762		364,242
有価証券		772,331		772,833
前払費用		25,296		25,258
未収委託者報酬		438,962		453,107
未収運用受託報酬		112,934		94,575
繰延税金資産		26,907		27,806
流動資産合計		1,722,192		1,737,821
固定資産				
有形固定資産				
建物	*1	23,679	*1	20,177
器具備品	*1	16,593	*1	16,143
有形固定資産合計		40,272		36,320
無形固定資産				
商標権		29		-

ソフトウェア	17,077	8,911
電話加入権	1,283	1,207
無形固定資産合計	18,389	10,119
投資その他の資産		
投資有価証券	590	555
長期前払費用	47	16
長期差入保証金	74,116	70,343
長期預け金	613	602
繰延税金資産	29,748	33,002
投資その他の資産合計	105,113	104,518
固定資産合計	163,774	150,957
資産合計	1,885,966	1,888,777

(単位:千円)

	前事業年度 (平成22年3月31日)	当事業年度 (平成23年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	6,070	6,067
未払代行手数料	231,594	247,745
その他未払金	591	566
未払費用	117,720	89,782
未払法人税等	784	11,207
未払消費税等	11,201	8,802
賞与引当金	48,000	48,000
流動負債合計	415,960	412,169
固定負債		
退職給付引当金	72,356	80,919
固定負債合計	72,356	80,919
負債合計	488,316	493,088
純資産の部		
株主資本		

資本金	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金	25,876	27,760
その他利益剰余金		
別途積立金	109,000	109,000
繰越利益剰余金	662,688	658,818
利益剰余金合計	797,564	795,578
株主資本合計	1,397,564	1,395,578
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	86	111
評価・換算差額等合計	86	111
純資産合計	1,397,650	1,395,689
負債・純資産合計	1,885,966	1,888,777

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度		当事業年度	
	(自平成21年 4月 1日 至平成22年 3月31日)		(自平成22年 4月 1日 至平成23年 3月31日)	
営業収益				
委託者報酬		1,374,938		1,379,563
運用受託報酬		250,247		252,648
投資助言報酬	*1	552,309	*1	536,073
その他営業収益		95		-
営業収益合計		2,177,589		2,168,284
営業費用				
支払手数料		637,867		675,328
広告宣伝費		6,703		-
調査費		137,159		142,527
委託調査費		130,322		108,516
委託計算費		43,780		43,825
営業雑経費				
通信費		7,135		6,338
印刷費		45,900		30,271

協会費		3,743		4,081
諸会費		654		667
その他営業雑経費		4,224		1,880
営業費用合計		1,017,488		1,013,432
一般管理費				
給料				
役員報酬		56,538		75,740
給料・手当	*1	526,820	*1	489,172
賞与	*1	134,993	*1	139,887
賞与引当金繰入		48,000		48,000
福利厚生費		86,822		92,418
交際費		1,013		1,881
旅費交通費		14,659		13,360
租税公課		11,395		6,718
不動産賃借料		99,316		99,501
退職給付費用	*1	28,269	*1	28,575
固定資産減価償却費		35,083		22,238
業務委託費		47,197		44,641
諸経費		33,708		34,537
一般管理費合計		1,123,813		1,096,666
営業利益		36,288		58,187

営業外収益				
受取利息	50		30	
有価証券利息	972		628	
その他営業外収益	1,681		364	
営業外収益合計	2,702		1,022	
営業外費用				
雑損失	283		151	
営業外費用合計	283		151	
経常利益	38,707		59,057	
特別損失				
役員退職慰労金	2,200		20,880	
固定資産除却損	*2	26	*2	1,012
資産除去債務会計基準 の適用に伴う影響額		-		3,405
特別損失合計	2,226		25,297	
税引前当期純利益	36,481		33,761	
法人税、住民税及び事業税	23,835		21,000	
法人税等調整額	8,147		4,094	

法人税等合計	15,687	16,906
当期純利益	20,794	16,854

(3) 【株主資本等変動計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	600,000	600,000
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	600,000	600,000
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	20,200	25,876
当期変動額		
利益準備金の積立	5,676	1,884
当期変動額合計	5,676	1,884
当期末残高	25,876	27,760
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	109,000	109,000

当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	109,000	109,000
繰越利益剰余金		
前期末残高	704,330	662,688
当期変動額		
利益準備金の積立	5,676	1,884
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
当期変動額合計	41,642	3,870
当期末残高	662,688	658,818
利益剰余金合計		
前期末残高	833,530	797,564
当期変動額		
利益準備金の積立	-	-
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
当期変動額合計	35,966	1,986
当期末残高	797,564	795,578
株主資本合計		
前期末残高	1,433,530	1,397,564

当期変動額		
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
当期変動額合計	35,966	1,986
当期末残高	1,397,564	1,395,578
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	-	86
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	86	25
当期変動額合計	86	25
当期末残高	86	111
評価・換算差額等合計		
前期末残高	-	86
当期変動額		
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	86	25
当期変動額合計	86	25
当期末残高	86	111
純資産合計		

前期末残高	1,433,530	1,397,650
当期変動額		
剰余金の配当	56,760	18,840
当期純利益	20,794	16,854
株主資本以外の項目の		
当期変動額(純額)	86	25
当期変動額合計	35,880	1,961
当期末残高	1,397,650	1,395,689

重要な会計方針

期別 項目	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等による時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。</p> <p>時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。</p>	<p>その他有価証券 時価のあるもの 同 左</p> <p>時価のないもの 同 左</p>
2. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。</p> <p>但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)については、定額法を採用しております。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同 左</p>

	<p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込み利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。</p>	<p>(2) 無形固定資産 同 左</p>
3. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に備えて、支給見込額の当事業年度負担額を計上しております。</p> <p>(2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職金規程に基づく自己都合要支給額の全額を計上しております。</p>	<p>(1) 賞与引当金 同 左</p> <p>(2) 退職給付引当金 同 左</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。</p>	<p>同 左</p>

会計方針の変更

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
	<p>(資産除去債務に関する会計基準等の適用)</p> <p>当事業年度より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。</p> <p>これにより、営業利益及び経常利益はそれぞれ368千円減少し、税引前当期純利益は3,773千円減少しております。</p>

追加情報

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。	
---	--

注記事項

（貸借対照表関係）

前事業年度 (平成22年3月31日)		当事業年度 (平成23年3月31日)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額		*1 有形固定資産の減価償却累計額	
建物	61,207千円	建物	61,485千円
器具備品	68,648千円	器具備品	71,812千円
計	129,855千円	計	133,297千円

（損益計算書関係）

前事業年度 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)		当事業年度 (自平成22年4月1日 至平成23年3月31日)	
*1 関係会社との取引額		*1 関係会社との取引額	
投資助言報酬	552,309千円	投資助言報酬	536,073千円
給料・手当	92,055千円	給料・手当	99,318千円
賞与	27,406千円	賞与	31,293千円
退職給付費用	4,338千円	退職給付費用	4,632千円

*2 固定資産除却損は、器具備品26千円であり ます。	*2 固定資産除却損は、器具備品936千円及び 電話加入権76千円であります。
--------------------------------	--

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	56,760	4,730	平成21年 3月31日	平成21年 6月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	18,840	1,570	平成22年 3月31日	平成22年 6月29日

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 (株)	当事業年度 増加株式数 (株)	当事業年度 減少株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
発行済株式				
普通株式	12,000	-	-	12,000
合計	12,000	-	-	12,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
----	-------	----------------	---------------------	-----	-----------

平成22年6月28日 定時株主総会	普通株式	18,840	1,570	平成22年 3月31日	平成22年 6月29日
----------------------	------	--------	-------	----------------	----------------

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成23年6月28日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	15,240	1,270	平成23年 3月31日	平成23年 6月29日

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(金融商品関係)

1.金融商品の状況に関する事項

	前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)

1. 金融商品に対する 取組方針	当社は、資金運用については、合理的な理由がある場合を除いて、銀行預金及び安全性の高い有価証券に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達については、運転資金及び設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。	同左
---------------------	--	----

2. 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制	<p>(1) 営業債権である未収運用受託報酬には、顧客の信用リスクが存在します。資産管理部門及び営業部門において、日常の営業活動により、顧客等の信用状況を把握するとともに、債権回収の期日管理を行い、経理部門でその回収を確認することで、回収懸念の軽減ないしは早期把握に努めています。</p> <p>また、未収委託者報酬には、運用を委託されている投資信託の運用資産が悪化した場合に回収できず、当社が損失を被るリスクが存在しますが、過去の回収実績等からリスクは非常に低いものと考えております。</p>	同左
-----------------------------	---	----

(2)有価証券及び投資有価証券は、当社設定・運用の短期公社債投資信託並びに株式投資信託であり、組入れ有価証券について市場価格の変動リスク及び信用リスク等が存在します。当該リスクに対しては、日々、時価を把握し、組入れ有価証券の発行体の財務状況等の把握等により、リスク管理を実施するとともに、定期的に保有継続について検討を行っています。

(3)長期差入保証金は、建物賃貸借契約に係る敷金であり、差し入れ先の信用リスクに晒されています。差し入れ先の信用状況を定期的に把握することを通じて、リスクの軽減を図っています。

(4)営業債務である未払費用は、全て1年以内に支払期日が到来します。これらには、流動性リスクが存在します。当社は、現状、自己資金が充分であります。が、キャッシュ・フローの管理等を通じて、リスクの軽減を図っています。

2. 金融商品の時価等に関する事項

前事業年度(平成22年3月31日)

当事業年度末現在（平成22年3月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありませぬ。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	345,762	345,762	
(2)有価証券	772,331	772,331	
(3)未収委託者報酬	438,962	438,962	
(4)未収運用受託報酬	112,934	112,934	
(5)投資有価証券	590	590	
(6)長期差入保証金	74,116	72,346	1,770
資産計	1,744,694	1,742,924	1,770
(1)未払費用	117,720	117,720	
(2)未払代行手数料	231,594	231,594	
負債計	349,314	349,314	

(注1)金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

なお、これらはその他有価証券として保有しており、これらに関する取得原価、貸借対照表計上額及びその差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

	種類	取得原価	貸借対照表計上額	差額
貸借対照表計上額 が取得原価を超え るもの	投資信託	444	590	146
貸借対照表計上額 が取得原価を超え ないもの	投資信託	772,331	772,331	

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返済予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっております。

負債

(1)未払費用及び(2)未払代行手数料

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	345,762			
未収委託者報酬	438,962			
未収運用受託報酬	112,934			
長期差入保証金		44,469	29,646	
合計	897,658	44,469	29,646	

当事業年度(平成23年3月31日)

当事業年度末現在（平成23年3月31日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりとなっております。なお、時価を把握するのが極めて困難と認められる金融商品はありませぬ。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	364,242	364,242	
(2)有価証券	772,833	772,833	
(3)未収委託者報酬	453,107	453,107	
(4)未収運用受託報酬	94,575	94,575	
(5)投資有価証券	555	555	
(6)長期差入保証金	70,343	68,690	1,653
資産計	1,755,655	1,754,003	1,653
(1)未払代行手数料	247,745	247,745	
(2)未払費用	89,782	89,782	
負債計	337,527	337,527	

(注1)金融商品の時価の算定方法

資産

(1)現金・預金

預金はすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2)有価証券及び(5)投資有価証券

有価証券及び投資有価証券は、すべて投資信託であり、その時価については、基準価額によっております。

(3)未収委託者報酬及び(4)未収運用受託報酬

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(6)長期差入保証金

長期差入保証金（敷金）の時価の算定は、合理的に見積りした長期差入保証金（敷金）の返済予定時期に基づき、国債の利率で割引いた現在価値によっています。

負債

(1)未払代行手数料及び(2)未払費用

これらはすべて短期間で決済されるものであり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれます。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超
現金・預金	364,242			
未収委託者報酬	453,107			
未収運用受託報酬	94,575			
長期差入保証金		56,274	14,069	
合計	911,924	56,274	14,069	

(有価証券関係)

当事業年度（平成23年3月31日）

その他有価証券

(単位：千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	投資信託	555	444	111
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	投資信託	772,833	772,833	
合計		773,388	773,277	111

(デリバティブ取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度 (自 平成21年 4月 1日 至 平成22年 3月31日)	当事業年度 (自 平成22年 4月 1日 至 平成23年 3月31日)
---	---

<p>1．採用している退職給付制度の概要 当社は確定給付型の制度として、退職一時金制度を採用しております。 当社は平成16年5月に退職一時金制度の一部について確定拠出年金制度へ移行しました。</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>72,356千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>72,356千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>28,269千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>28,269千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	72,356千円	(2)退職給付引当金	72,356千円	(1)勤務費用(注)	28,269千円	(2)退職給付費用	28,269千円	<p>1．採用している退職給付制度の概要 同左</p> <p>2．退職給付債務に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)退職給付債務</td> <td>80,919千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付引当金</td> <td>80,919千円</td> </tr> </table> <p>3．退職給付費用に関する事項</p> <table border="0"> <tr> <td>(1)勤務費用(注)</td> <td>28,575千円</td> </tr> <tr> <td>(2)退職給付費用</td> <td>28,575千円</td> </tr> </table> <p>(注)確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。</p>	(1)退職給付債務	80,919千円	(2)退職給付引当金	80,919千円	(1)勤務費用(注)	28,575千円	(2)退職給付費用	28,575千円
(1)退職給付債務	72,356千円																
(2)退職給付引当金	72,356千円																
(1)勤務費用(注)	28,269千円																
(2)退職給付費用	28,269千円																
(1)退職給付債務	80,919千円																
(2)退職給付引当金	80,919千円																
(1)勤務費用(注)	28,575千円																
(2)退職給付費用	28,575千円																

(税効果会計関係)

<p>前事業年度 (平成22年3月31日)</p>	<p>当事業年度 (平成23年3月31日)</p>
-------------------------------	-------------------------------

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (単位：千円)	1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の 主な原因別の内訳 (単位：千円)	
繰延税金資産	繰延税金資産	
未払事業税	未払事業税 58	1,542
少額固定資産	少額固定資産 286	285
賞与引当金超過額	賞与引当金 19,531 超過額	19,531
未払費用	未払費用 9,959	6,287
退職給付引当金超過額	退職給付引当金 32,926 超過額	32,926
その他	資産除去債務 1,535	1,535
繰延税金資産計	その他 56,714	463
繰延税金負債	繰延税金資産小計	62,569
その他有価証券評価差額金	評価性引当額 59	1,762
繰延税金負債計	繰延税金資産の純額	60,808
繰延税金資産の純額	56,654	

<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。</p>	<p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table border="0"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">40.7%</td> </tr> <tr> <td>（調整）</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入 されない項目</td> <td style="text-align: right;">2.7%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割</td> <td style="text-align: right;">2.4%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;">5.2%</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;">1.0%</td> </tr> <tr> <td>税効果会計適用後の法人税 等の負担率</td> <td style="text-align: right; border-top: 1px solid black; border-bottom: 3px double black;">50.1%</td> </tr> </table>	法定実効税率	40.7%	（調整）		交際費等永久に損金に算入 されない項目	2.7%	住民税均等割	2.4%	評価性引当額	5.2%	その他	1.0%	税効果会計適用後の法人税 等の負担率	50.1%
法定実効税率	40.7%														
（調整）															
交際費等永久に損金に算入 されない項目	2.7%														
住民税均等割	2.4%														
評価性引当額	5.2%														
その他	1.0%														
税効果会計適用後の法人税 等の負担率	50.1%														

（セグメント情報等）

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成21年3月21日）を適用しております。

〔セグメント情報〕

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

〔関連情報〕

1．製品及びサービスごとの情報

単一のサービス区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2．地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益のみであるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	営業収益（千円）	関連するセグメント名
あいおいニッセイ同和損害 保険株式会社	536,073	投資助言報酬

（関連当事者情報）

前事業年度（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の内 容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社	あいおい 損害保険 株	東京都 渋谷区	100,005 百万円	損害保険 業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資 助言 報酬 (注1)	552,309		
						役員の兼任	出向者 人件費 (注2)	110,524		

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しています。

（注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っています。

(2) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

その他 の関係 会社の 子会社	トヨタ ファイナ ンシャル サービス 証券(株)	愛知県名 古屋市中 区	8,100 百万円	証券業	投資信託受 益証券の募 集販売 役員の兼任	信託約款に定 める受益者に 対する収益分 配金又は償還 金の支払委託 及びそれらに 係る代行手数 料の支払（注 1）（注2）	116,556	未払 代行 手数料	15,965
--------------------------	--------------------------------------	-------------------	--------------	-----	------------------------------------	--	---------	-----------------	--------

(1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(2) 取引条件及び取引条件の決定方針等

（注1）信託約款に定める受益者の負担する信託報酬のうち、委託者報酬分を両者協議の上、配分を合理的に決定しております。

（注2）平成22年1月4日付にて、トヨタファイナンシャルサービス株式会社が保有していたトヨタファイナンシャルサービス証券株式会社の全株式は譲渡され、当社の関連当事者に該当しなくなったため、取引金額については、関連当事者であった期間の金額を、期末残高には関連当事者に該当しなくなった時点での残高を記載しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）

1. 関連当事者との取引

(1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主(会社等の場合に限る。)等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金	事業の 内容	議決権等 の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他 の関係 会社	あいおい ニッセイ 同和損害 保険株式 会社 (注3)	東京都渋 谷区	100,005 百万円	損害保 険業	(被所有) 直接50%	投資顧問契約	投資 助言 報酬 (注1)	536,073		
						役員の兼任	出向者人 件費(注 2)	108,809		

-
- (1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
- (2) 取引条件及び取引条件の決定方針等
- （注1）投資助言報酬は、投資資産額に一定料率を乗じる方法等により算定しており、他の投資顧問契約の料率を勘案して決定しております。
- （注2）出向者人件費は、出向元の給与規程を基に計算した人件費相当額を支払っております。
- （注3）平成22年10月1日付けにて、あいおい損害保険株式会社はニッセイ同和損害保険株式会社と合併し、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社となりました。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（1株当たり情報）

前事業年度	当事業年度
(自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	(自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)

1株当たり純資産額	116,470.83円	1株当たり純資産額	116,307.42円
1株当たり当期純利益	1,732.83円	1株当たり当期純利益	1,404.52円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載してありません。	
1株当たり当期純利益の算定上の基礎		1株当たり当期純利益の算定上の基礎	
損益計算書上の当期純利益	20,794千円	損益計算書上の当期純利益	16,854千円
普通株式に係る当期純利益	20,794千円	普通株式に係る当期純利益	16,854千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳		普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	
該当事項はありません。		該当事項はありません。	
普通株式の期中平均株式数	12,000株	普通株式の期中平均株式数	12,000株

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)	当事業年度 (自 平成22年4月 1日 至 平成23年3月31日)
該当事項はありません。	該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】**1【名称、資本金の額及び事業の内容】**

原届出書の第三部 委託会社等の情報 第2 その他の関係法人の概況 1 名称、資本金の額及び事業の内容 の(1) 受託会社につきましては、以下の内容に更新されます。

<更新後>**(1) 受託会社**

三菱UFJ信託銀行株式会社

a. 資本金の額

324,279百万円（平成23年3月末現在）

（中略）

<参考：再信託受託会社の概要>

名称：日本マスタートラスト信託銀行株式会社

資本金の額：10,000百万円（平成23年3月末現在）

（中略）

?

独立監査人の中間監査報告書

平成22年6月22日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

公認会計士 鶴田光夫

業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタグループ株式ファンドの平成21年11月14日から平成22年5月13日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタグループ株式ファンドの平成22年5月13日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成21年11月14日から平成22年5月13日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

?

独立監査人の中間監査報告書

平成23年6月15日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員

公認会計士 荒川 進

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているトヨタグループ株式ファンドの平成22年11月16日から平成23年5月15日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、トヨタグループ株式ファンドの平成23年5月15日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成22年11月16日から平成23年5月15日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

トヨタアセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は、独立監査人の中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. 中間財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

??

独立監査人の監査報告書

平成22年6月28日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 鶴田 光夫
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年6月28日

トヨタアセットマネジメント株式会社
取締役会御中

あらた監査法人

指定社員
公認会計士 荒川 進
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているトヨタアセットマネジメント株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、トヨタアセットマネジメント株式会社の平成23年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。